

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第6号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(消防法施行細則の一部改正)

第1条 消防法施行細則(昭和35年岩手県規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第1号(第2条関係) [略] 備考 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。	様式第1号(第2条関係) [略] 備考 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。
様式第2号(第2条関係) [略] 備考 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。	様式第2号(第2条関係) [略] 備考 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。
様式第3号(第2条関係) [略] 備考 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること。	様式第3号(第2条関係) [略] 備考 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること。
様式第6号ア(第1条の2関係) [略] 備考1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること 。 2～4 [略]	様式第6号ア(第1条の2関係) [略] 備考1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること 。 2～4 [略]
様式第6号イ(第1条の2関係) [略] 備考1 この用紙の大きさは、 <u>日本工業規格A4</u> とすること 。 2～4 [略]	様式第6号イ(第1条の2関係) [略] 備考1 この用紙の大きさは、 <u>日本産業規格A4</u> とすること 。 2～4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 特定非営利活動法人等の設立の手続等に関する条例施行規則(平成10年岩手県規則第151号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
別表(第7条の2関係) <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 乾式の複写機による写し(<u>日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	金 額	1 乾式の複写機による写し(<u>日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)	[略]		[略]			別表(第7条の2関係) <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1 乾式の複写機による写し(<u>日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	単 位	金 額	1 乾式の複写機による写し(<u>日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)	[略]		[略]		
区 分	単 位	金 額																	
1 乾式の複写機による写し(<u>日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)	[略]																		
[略]																			
区 分	単 位	金 額																	
1 乾式の複写機による写し(<u>日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限る。</u>)	[略]																		
[略]																			

備考 改正部分は、下線の部分である。

(知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部改正)

第3条 知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成11年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第6条関係)			別表第1(第6条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限り。)	[略]		1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限り。)	[略]	
[略]			[略]		
別表第2(第6条関係)			別表第2(第6条関係)		
開示の実施の方法	区分	金額	開示の実施の方法	区分	金額
複製物の交付	1 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	[略]	複製物の交付	1 光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。)に複製した複製物	[略]
	[略]			[略]	
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限り。)	[略]	紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限り。)	[略]
	[略]			[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

(知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第4条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成13年岩手県規則第105号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第11条関係)			別表第1(第11条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
1 乾式の複写機による写し(日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限り。)	[略]		1 乾式の複写機による写し(日本産業規格A列3番の大きさまでのものに限り。)	[略]	
[略]			[略]		
別表第2(第11条関係)			別表第2(第11条関係)		
開示の実施の方法	区分	金額	開示の実施の方法	区分	金額

複製物の交付	1 光ディスク（ <u>日本工業規格 X 0606</u> 及びX 6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	[略]
	[略]	
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（ <u>日本工業規格 A 列 3 番</u> の大きさまでのものに限る。）	[略]
	[略]	
複製物の交付	1 光ディスク（ <u>日本産業規格 X 0606</u> 及びX 6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	[略]
	[略]	
紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（ <u>日本産業規格 A 列 3 番</u> の大きさまでのものに限る。）	[略]
	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

（県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則（平成13年岩手県規則第140号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
<p>（土壌又は地下水の汚染状態の測定等）</p> <p>第33条 条例第68条の規定による土壌の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 健康有害物質のうち第6条第9号から第18号まで、第22号及び第27号に掲げるものによる土壌の汚染状態の測定は、前号に規定する方法又は<u>日本工業規格 K 0804</u>に定める検知管式ガス測定器により測定する方法のいずれかの方法により行うこと。ただし、検知管式ガス測定器による測定の結果において、当該健康有害物質が検出された場合は、さらに前号に規定する方法により行うこと。</p> <p>（3）～（5） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第7（第10条、第42条関係）</p> <p style="text-align: center;">ばいじんの排出基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>備考1 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式</td> </tr> </table>	[略]	備考1 [略]	2 この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式	<p>（土壌又は地下水の汚染状態の測定等）</p> <p>第33条 条例第68条の規定による土壌の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 健康有害物質のうち第6条第9号から第18号まで、第22号及び第27号に掲げるものによる土壌の汚染状態の測定は、前号に規定する方法又は<u>日本産業規格 K 0804</u>に定める検知管式ガス測定器により測定する方法のいずれかの方法により行うこと。ただし、検知管式ガス測定器による測定の結果において、当該健康有害物質が検出された場合は、さらに前号に規定する方法により行うこと。</p> <p>（3）～（5） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>別表第7（第10条、第42条関係）</p> <p style="text-align: center;">ばいじんの排出基準</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>備考1 [略]</td> </tr> <tr> <td>2 この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式</td> </tr> </table>	[略]	備考1 [略]	2 この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式
[略]							
備考1 [略]							
2 この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式							
[略]							
備考1 [略]							
2 この表の右欄に掲げるばいじんの量は、次の式							

により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量 (単位 グラム)

O_n 別表第1の1の項に掲げる施設にあっては12、別表第1の2の項に掲げる施設にあっては16とする。

O_s 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては20パーセントとする。(単位 百分率))

C_s 日本工業規格 Z 8808に定める方法により測定されたばいじんの量 (単位 グラム)

3・4 [略]

別表第16 (第33条、第35条関係)

土壤の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	[略]		<u>日本工業規格 K 0102</u> の55に定める方法
2	[略]		<u>日本工業規格 K 0102</u> の38に定める方法 (<u>日本工業規格 K 0102</u> の38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年環境庁告示第59号) 付表1に掲げる方法
3	[略]		環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表1に掲げる方法又は <u>日本工業規格 K 0102</u> の31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表2に掲げる方法)
4	[略]		<u>日本工業規格 K 0102</u> の54に定め

により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O_n、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量 (単位 グラム)

O_n 別表第1の1の項に掲げる施設にあっては12、別表第1の2の項に掲げる施設にあっては16とする。

O_s 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては20パーセントとする。(単位 百分率))

C_s 日本産業規格 Z 8808に定める方法により測定されたばいじんの量 (単位 グラム)

3・4 [略]

別表第16 (第33条、第35条関係)

土壤の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	[略]		<u>日本産業規格 K 0102</u> の55に定める方法
2	[略]		<u>日本産業規格 K 0102</u> の38に定める方法 (<u>日本産業規格 K 0102</u> の38・1・1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年環境庁告示第59号) 付表1に掲げる方法
3	[略]		環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表1に掲げる方法又は <u>日本産業規格 K 0102</u> の31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法付表2に掲げる方法)
4	[略]		<u>日本産業規格 K 0102</u> の54に定め

		る方法
5	[略]	日本工業規格 K0102の65・2 (日本工業規格 K0102の65・2・7を除く。)に定める方法 (ただし、日本工業規格 K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
6	[略]	日本工業規格 K0102の61に定める方法
[略]		
10	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
11	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
12	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
13	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
14	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
15	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
16	[略]	シス体にあつては日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
17	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・

		る方法
5	[略]	日本産業規格 K0102の65・2 (日本産業規格 K0102の65・2・7を除く。)に定める方法 (ただし、日本産業規格 K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
6	[略]	日本産業規格 K0102の61に定める方法
[略]		
10	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
11	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
12	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
13	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
14	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
15	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
16	[略]	シス体にあつては日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
17	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・

		1又は5・5に定める方法
18	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、 5・2、5・3・1、5・4・ 1又は5・5に定める方法
19	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、 5・2又は5・3・1に定める 方法
[略]		
23	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、 5・2又は5・3・2に定める 方法
24	[略]	<u>日本工業規格</u> K0102の67・2、 67・3又は67・4に定める方法
25	[略]	<u>日本工業規格</u> K0102の47・1、 47・3又は47・4に定める方法
26	[略]	<u>日本工業規格</u> K0102の34・1（ <u>日本工業規格</u> K0102の34の備考 1を除く。）若しくは34・4（ 妨害となる物質としてハロゲン 化合物又はハロゲン化水素が多 量に含まれる試料を測定する場 合にあつては、蒸留試薬溶液と して、水約200ミリリットルに硫 酸10ミリリットル、りん酸60ミ リリットル及び塩化ナトリウム 10グラムを溶かした溶液とグリ セリン250ミリリットルを混合し 、水を加えて1,000ミリリットル としたものを用い、 <u>日本工業規 格</u> K0170－6の6図2注記のア ルミニウム溶液のラインを追加 する。）に定める方法又は <u>日本 工業規格</u> K0102の34・1・1 c） （注 ⁽²⁾ ）第3文及び <u>日本工業規 格</u> K0102の34の備考1を除く。 ）に定める方法（懸濁物質及び イオンクロマトグラフ法で妨害 となる物質が共存しないことを 確認した場合にあつては、これ を省略することができる。）及

		1又は5・5に定める方法
18	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、 5・2、5・3・1、5・4・ 1又は5・5に定める方法
19	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、 5・2又は5・3・1に定める 方法
[略]		
23	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、 5・2又は5・3・2に定める 方法
24	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の67・2、 67・3又は67・4に定める方法
25	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の47・1、 47・3又は47・4に定める方法
26	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の34・1（ <u>日本産業規格</u> K0102の34の備考 1を除く。）若しくは34・4（ 妨害となる物質としてハロゲン 化合物又はハロゲン化水素が多 量に含まれる試料を測定する場 合にあつては、蒸留試薬溶液と して、水約200ミリリットルに硫 酸10ミリリットル、りん酸60ミ リリットル及び塩化ナトリウム 10グラムを溶かした溶液とグリ セリン250ミリリットルを混合し 、水を加えて1,000ミリリットル としたものを用い、 <u>日本産業規 格</u> K0170－6の6図2注記のア ルミニウム溶液のラインを追加 する。）に定める方法又は <u>日本 産業規格</u> K0102の34・1・1 c） （注 ⁽²⁾ ）第3文及び <u>日本産業規 格</u> K0102の34の備考1を除く。 ）に定める方法（懸濁物質及び イオンクロマトグラフ法で妨害 となる物質が共存しないことを 確認した場合にあつては、これ を省略することができる。）及

	び水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
[略]	

備考1～4 [略]

5 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル並びにセレン及びその化合物については、次の方法による。

(1)・(2) [略]

(3) 試料液の調製

試料（単位グラム）と溶媒（水（日本工業規格 K0557に規定するA3又はA4のものをいう。以下この表において同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比10パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が500ミリリットル以上となるようにする。

(4)・(5) [略]

[略]

2～4 [略]

別表第17（第33条、第35条関係）

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	[略]		<u>日本工業規格</u> K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
2	[略]		<u>日本工業規格</u> K0102の38・1・2（ <u>日本工業規格</u> K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38・2に定める方法、 <u>日本工業規格</u> K0102の38・1・2及び38・3に定める方法、 <u>日本工業規格</u> K0102の38・1・2及び38

	び水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
[略]	

備考1～4 [略]

5 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

付表

検液は、次の方法により作成するものとする。

1 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、6価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル並びにセレン及びその化合物については、次の方法による。

(1)・(2) [略]

(3) 試料液の調製

試料（単位グラム）と溶媒（水（日本産業規格 K0557に規定するA3又はA4のものをいう。以下この表において同じ。））（単位ミリリットル）とを重量体積比10パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が500ミリリットル以上となるようにする。

(4)・(5) [略]

[略]

2～4 [略]

別表第17（第33条、第35条関係）

地下水の基準値及び測定方法

番号	健康有害物質の種類	基準値	測定方法
1	[略]		<u>日本産業規格</u> K0102の55・2、55・3又は55・4に定める方法
2	[略]		<u>日本産業規格</u> K0102の38・1・2（ <u>日本産業規格</u> K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38・2に定める方法、 <u>日本産業規格</u> K0102の38・1・2及び38・3に定める方法、 <u>日本産業規格</u> K0102の38・1・2及び38

		・ 5に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表1に掲げる方法
3	[略]	日本工業規格 K0102の54に定める方法
4	[略]	日本工業規格 K0102の65・2 (日本工業規格 K0102の65・2・7を除く。)に定める方法 (ただし、日本工業規格 K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
5	[略]	日本工業規格 K0102の61・2、61・3又は61・4に定める方法
[略]		
9	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
10	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
11	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
12	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
13	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
14	[略]	日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
15	[略]	シス体にあつては日本工業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格 K

		・ 5に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について付表1に掲げる方法
3	[略]	日本産業規格 K0102の54に定める方法
4	[略]	日本産業規格 K0102の65・2 (日本産業規格 K0102の65・2・7を除く。)に定める方法 (ただし、日本産業規格 K0102の65・2・6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
5	[略]	日本産業規格 K0102の61・2、61・3又は61・4に定める方法
[略]		
9	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
10	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
11	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
12	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
13	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
14	[略]	日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
15	[略]	シス体にあつては日本産業規格 K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格 K

		0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
16	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
17	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
18	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
[略]		
22	[略]	<u>日本工業規格</u> K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
23	[略]	<u>日本工業規格</u> K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
24	[略]	<u>日本工業規格</u> K0102の47・1、47・3又は47・4に定める方法
25	[略]	<u>日本工業規格</u> K0102の34・1（ <u>日本工業規格</u> K0102の34の備考1を除く。）若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、 <u>日本工業規格</u> K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は <u>日本工業規格</u> K0102の34・1・1 c）（注 ⁽²⁾ ）第3文及び <u>日本工業規格</u> K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及び

		0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
16	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
17	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
18	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
[略]		
22	[略]	<u>日本産業規格</u> K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
23	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の67・2、67・3又は67・4に定める方法
24	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の47・1、47・3又は47・4に定める方法
25	[略]	<u>日本産業規格</u> K0102の34・1（ <u>日本産業規格</u> K0102の34の備考1を除く。）若しくは34・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、 <u>日本産業規格</u> K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は <u>日本産業規格</u> K0102の34・1・1 c）（注 ⁽²⁾ ）第3文及び <u>日本産業規格</u> K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及び

		イオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法			イオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び水質汚濁に係る環境基準について付表7に掲げる方法
26	[略]	亜硝酸化合物にあっては <u>日本工業規格</u> K0102の43・1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては <u>日本工業規格</u> K0102の43・2・1、43・2・3、43・2・5又は43・2・6に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法	26	[略]	亜硝酸化合物にあっては <u>日本産業規格</u> K0102の43・1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあっては <u>日本産業規格</u> K0102の43・2・1、43・2・3、43・2・5又は43・2・6に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

(循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成15年岩手県規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第4条関係） 岩手県再生資源利用認定製品品質基準		別表第1（第4条関係） 岩手県再生資源利用認定製品品質基準	
品質及び安全性に関する基準	1 次のいずれかの規格等に適合していること。 (1) <u>工業標準化法</u> （昭和24年法律第185号） <u>第17条第1項の日本工業規格</u> (2)～(5) [略]	品質及び安全性に関する基準	1 次のいずれかの規格等に適合していること。 (1) <u>産業標準化法</u> （昭和24年法律第185号） <u>第20条第1項の日本産業規格</u> (2)～(5) [略]
	2 [略]		2 [略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。